

2020年12月24日

各位

会社名 株式会社大戸屋ホールディングス
 代表者名 代表取締役社長 蔵人賢樹
 (コード番号 2705 JASDAQ)
 問合せ先 取締役経営管理本部長 澄川浩太
 (TEL 0422-26-2600)

定款の一部変更及び第三者割当による優先株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の親会社である株式会社コロワイド（以下、「コロワイド」といいます。）を引受先として第三者割当の方法により第1回優先株式（以下、「本優先株式」といいます。）を発行すること（以下、「本第三者割当増資」といいます。）、及び本優先株式の発行等を目的として定款の一部変更（以下、「本定款変更」といいます。）を2021年2月18日に開催予定の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

I. 本第三者割当増資について

1. 本第三者割当増資の概要

(1) 払込期日	2021年2月19日
(2) 発行新株式数	優先株式 30株
(3) 発行価額	1株につき100,000,000円
(4) 調達資金の額	3,000,000,000円
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によりコロワイドに本優先株式30株全てを割り当てる。
(6) その他	別紙1「株式会社大戸屋ホールディングス第1回優先株式発行要項」をご参照ください。 なお、本優先株式の発行は、本臨時株主総会において本定款変更が承認されることを条件とします。

2. 本第三者割当増資の目的及び理由

当社は、2020年11月10日に公表いたしました「2021年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大による売上高の減少に伴う事業損失の計上に加え、不採算店舗に係る減損損失1,703百万円を計上したこと等により、2020年9月末時点において1,495百万円の債務超過となりました。また、直近3事業年度においては、原材料価格及び人件費といったコスト上昇要因を商品価格に転嫁したことによる価格競争力の低下と客数の減少を主要因として、既存店売上高が継続して前年を下回ったことで減収減益傾向となり、2020年3月期には営業損失を計上するに至りました。

このように、当社においては財政状態及び業績の改善が急務となっているところ、本年11月開催の臨時株主総会において経営体制が刷新されたことを受けて、現在、ブランド力の更なる向上及

び商品・メニュー戦略の立て直しによる客数・売上高の回復、並びにコロナグループとの協働による調達コストの削減をはじめとする収益性の改善に鋭意取り組んでおります。

他方、事業運営安定化の観点からは、早期の債務超過状態の解消が不可欠であるところ、本第三者割当増資によってこれを実現すると共に、今後の業績改善に向けた事業運営資金としての手許流動性を確保することが可能となります。

なお、本第三者割当増資は、親会社であり安定株主であるコロナを引受先とする議決権のない優先株式によるものであり、本優先株式に付与されている取得請求権の行使による当社普通株式への転換については、本優先株式の発行より3年超に亘り行使可能期間の制限が設けられていることから、既存の普通株主様に対する希薄化の影響を最小限に留め得るものと考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
3,000,000,000 円	15,000,000 円	2,985,000,000 円

(注) 発行諸費用の概算額は、主として登記関連費用として予定しております。

本第三者割当増資は、債務超過の解消を含めた当社財政状態の改善を主目的としており、本第三者割当増資による調達資金は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が継続する中においては安定的な手許流動性の確保につながると共に、既存店売上高回復施策の一環としての店舗改装、店舗運営効率及び労働環境の改善を目的とした店舗インフラの強化、借入金の一部返済並びに既存店売上高回復後の再成長に向けた新規出店資金等に活用する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 本第三者割当増資の目的及び理由」に記載の通り、本第三者割当増資は当社の債務超過状態の解消に必要な不可欠であり、調達資金を事業運営資金として活用することで、当社の業績改善を期すものであることから、本第三者割当増資の資金使途については合理性があると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本優先株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社及びコロナから独立した第三者算定機関である株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ（以下「グラックス」といいます。）に対して本優先株式の価値算定を依頼し、株式価値算定書（以下「本算定書」といいます。）を取得しております。グラックスは、二項モデルを用いて本優先株式の理論価値を算定しており、本算定書において当該理論価値は1株当たり 96,820,168 円～101,438,167 円とされております。

当社はコロナとの間で、既存株主の皆様に対する希薄化の影響を最小限とすべく協議を行い、普通株式を対価とする取得請求の価額を時価とし、また同取得請求期間を2024年3月1日以降とするなどの措置を講じた上で、1株当たりの払込金額を理論価値の上限に近い100,000,000 円と決定いたしました。

当社は、当社及びコロナから独立した第三者算定機関であるグラックスによる本算定書の算定結果や、本優先株式の発行条件は当社の置かれた事業環境並びに財政状態及び経営成績を考慮した上で、コロナとの協議・交渉を通じて決定されていることを総合的に勘案し、本第三者割当増資は有利発行に該当しないと判断しております。

しかしながら、本優先株式には客観的な市場価格がなく、また優先株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、株主の皆様意思を確認することが適切であると考え、念のため、本臨時株主総会において会社法第199条第2項に基づく株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として本優先株式を発行するこ

といたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本優先株式を 30 株発行することにより、総額 30 億円を調達いたしますが、上述した本第三者割当増資の目的及び資金使途に照らしますと、本優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、本優先株式については、株主総会における議決権がありませんが、本優先株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。本優先株式の普通株式を対価とする取得請求時の取得価額は、取得請求の効力発生日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする（ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する）とされておりますが、2020 年 12 月 23 日の終値に基づいて試算を行った場合、本優先株式は議決権数 13,274 個の普通株式に転換されることとなり、2020 年 9 月末日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である 72,416 個に対する割合は約 18.3%となります。このように普通株式を対価とする本優先株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、一定程度の当社普通株式の希薄化が生じることになりますが、①本第三者割当増資による自己資本の増強が当社の財務体質の改善に資するほか、②本優先株式の内容として、2024 年 3 月 1 日が到来するまではコロナウィドが普通株式を対価とする取得請求権を行使することができないとされており、普通株式の早期の希薄化を回避するための方策を講じております。

このような観点から、当社としては、本第三者割当増資により生じ得る希薄化の規模も合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	株式会社コロナウィド	
(2) 所 在 地	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 野尻 公平	
(4) 事 業 内 容	飲食店の経営	
(5) 資 本 金	185 億 3 千万円	
(6) 設 立 年 月 日	1963 年 4 月	
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 75,284,041 株 (2020 年 9 月 30 日現在)	
(8) 決 算 期	3 月	
(9) 従 業 員 数	5,420 名 (2020 年 3 月 31 日現在)	
(10) 主 要 取 引 先	一般顧客	
(11) 主 要 取 引 銀 行	みずほ銀行、三井住友銀行、横浜銀行	
(12) 大株主及び持株比率	(株)サンクロード	7.97%
	蔵人 良子	5.43%
	蔵人 賢樹	4.36%
	蔵人 金男	3.56%
	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	2.46%
	(株)日本カストディ信託銀行 (信託口 5)	1.82%
	鈴木 理永	1.46%
	(株)日本カストディ信託銀行 (信託口)	1.13%
(株)日本カストディ信託銀行 (信託口 6)	0.98%	

	㈱日本カストディ信託銀行 (信託口1)	0.94%	
(13) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	コロナイドは、当社株式3,388,271株(議決権割合46.7%)を所有しております。	
	人的関係	コロナイドの取締役1名が当社の取締役を兼務している他、コロナイドより複数名の社員が当社に出向しております。	
	取引関係	該当事項はありません。	
(14) 最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態			
決算期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
親会社の所有者に帰属する持分	34,599百万円	34,835百万円	24,958百万円
総資産額	229,816百万円	222,301百万円	248,832百万円
1株当たり親会社所有者帰属持分	378.45円	381.58円	249.96円
売上収益	245,911百万円	244,360百万円	235,334百万円
事業利益	7,193百万円	8,499百万円	5,632百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	1,170百万円	632百万円	△6,447百万円
基本的1株当たり当期利益	12.91円	5.72円	△88.62円
1株当たり配当金(普通株式)	5.00円	5.00円	5.00円

(注) コロナイドは、東京証券取引所市場第一部に上場しており、コロナイドが東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホームページにて確認することにより、コロナイド又は同社の役員若しくは主要株主が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと当社は判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社では、上記の通り債務超過の解消及び財政状態の改善を喫緊の課題としており、早期の資本支援が得られること、及び当社の親会社として中長期的な視野に立った当社の企業価値向上の観点から安定的な保有が見込まれることから、コロナイドを割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、コロナイドから本優先株式を中長期的に保有する方針である旨の説明を受けております。また、本優先株式に付与されている取得請求権の行使による当社普通株式への転換については、本優先株式の発行より3年超に亘り行使可能期間の制限が設けられております。

なお、当社はコロナイドから、本優先株式の払込期日より2年以内に本第三者割当増資により発行される本優先株式全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、コロナイドが2020年11月16日付で関東財務局長に提出した四半期報告書(2021年3月期第2四半期報告書)において、同社が総資産額(265,735百万円)、親会社の所有者

に帰属する持分 (23,645 百万円) 並びに現金及び現金同等物 (35,935 百万円) を有していることを確認し、本第三者割当増資に係る払込金額の払込みに支障はないものと判断しております。

7. 第三者割当後の大株主及び特株比率

(1) 普通株式

本第三者割当増資前 (2020年9月30日現在)	本第三者割当増資後
株式会社コロワイド 46.77%	同左
タニコー株式会社 1.79%	
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社) 1.66%	
株式会社りそな銀行 1.38%	
東京海上日動火災保険株式会社 1.38%	
大戸屋従業員持株会 0.80%	
株式会社日本アクセス 0.69%	
住友商事株式会社 0.59%	
株式会社ラックランド 0.59%	
ブルドックソース株式会社 0.51%	

(2) 本優先株式

本第三者割当増資前 (2020年9月30日現在)	本第三者割当増資後
該当なし	株式会社コロワイド 100.0%

8. 今後の見通し

本第三者割当増資が、当社の2021年3月期連結業績に与える影響は軽微な見込です。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資は、①本優先株式に付与されている取得請求権の行使による当社普通株式への転換考慮後であっても希薄化率が25%未満であり(2020年12月23日の終値による場合)、②支配株主の異動を伴うものではないものの、上記「5. 発行条件等の合理性」に記載の通り、株主の皆様のご意思を確認することが適切であると考え、念のため、本臨時株主総会において会社法第199条第2項に基づく株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としています。

また、支配株主と利害関係のない当社の社外取締役である小濱直人、河合宏幸、田村吉央及び鈴木孝子の4名で構成する第三者委員会(以下、「本委員会」といいます。)を設置し、①本第三者割当増資の必要性及び相当性、並びに②本第三者割当増資が少数株主にとって不利益でないことについて意見を求めました。

当社は、本委員会に対して、現時点における当社の財政状態や経営成績、調達目的及び理由、発行価額算定の根拠、調達資金の用途等について具体的に説明を行い、本委員会はこれらを踏まえて慎重に審議・検討を実施いたしました。その結果、以下に掲げる理由から、本第三者割当増資の必要性及び相当性は妥当であると共に、本第三者割当増資が少数株主にとって不利益ではないとの意見書を2020年12月23日付で入手しております。

① 本第三者割当増資の必要性

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大による売上高の減少及び2020年9月期に計上した不採算店舗に対する減損損失等の影響により、2020年9月末において1,495百万円の債務超過に陥っており、可及的速やかな資本の充実が必要とされる状況にある。加えて、当社が業績改善を実現していくためには、一定の手許流動性を確保した上で、効果的な商品マーケティング施策や既存店舗の改装に要する資金を確保することが不可欠であると考えられることから、当社においては本第三者割当増資を通じた資本充実及び資金調達の必要性が認められる。

② 手法としての本第三者割当増資の相当性

新型コロナウイルスの感染拡大による影響も含めた経済情勢、当社を取り巻く事業環境、資本市場の状況、当社の財政状態及び経営成績、当社の株価状況等を勘案するに、当社普通株式の公募増資、株主割当、新株予約権の第三者割当等といった手法は、資金調達の実現可能性、確実性及び迅速性の観点から適切であるとは言えない。また、借入金及び社債等による資金調達は、自己資本増強を必要とする当社の現況において適切ではない。

加えて、当社普通株式の第三者割当による資金調達の実施は、同株式の直接的な希薄化を通じて、当社既存株主に多大な影響を与えることが想定される。

以上のことから、当社既存株主が保有する普通株式の希薄化を抑制しつつ、資本充実を早期に実現し、財務基盤の安定を図るためには、優先株式の第三者割当による増資という方法を選択することは相当であると考えられる。

③ 発行条件及び交渉過程の妥当性

当社及びコロワイドから独立した第三者算定機関であるグラックス作成の本算定書によれば、本優先株式の株式価値は1株当たり96,820,168円～101,438,167円と算定されている。本算定書は、二項モデルを用いながら、当社の財務状態や本優先株式の発行条件等を総合的かつ中立的に勘案して株式価値を算定しており、その算定方法は合理的であると考えられる。

また、本第三者割当増資における1株当たりの発行価額である100,000,000円は、本算定書の算定結果を基礎としつつ、当社がコロワイドとの協議・交渉を通じて決定したものであるが、当該発行額は本算定書における理論価値のむしろ上限に近い額であり、本第三者割当増資は有利発行には該当しないと考える。

加えて、本優先株式における優先配当条項、償還条項、転換条項及び議決権制限条項等その他の発行条件についても、本第三者割当増資の実施により期待される当社の財務状況の改善、調達資金を原資として期待される今後の業績改善及び既存株主に及ぼす影響等の観点からは合理的であると共に、既存株主に対する希薄化の影響を最小限とすべく、当社・コロワイド間の協議・交渉を通じて、普通株式を対価とする取得請求の価額を時価とし、また同取得請求期間を2024年3月1日以降とするなどの措置が講じられていることから妥当であると考えられる。

④ 既存株主への影響

本優先株式は、普通株式を対価とする取得請求権が付与されていることから、同請求権の行使によって普通株式の希薄化が生じる可能性がある。もっとも、本第三者割当増資による当社における債務超過状態の解消は、当社にとって喫緊かつ極めて重要な経営課題であり、財務状況の改善は企業価値・株式価値の維持・向上に不可欠である。

また、本優先株式においては、コロワイドは2024年3月1日が到来するまで普通株式を対価とする取得請求権を行使することができないとされており、普通株式の早期の希薄化を回避する措置が講じられているほか、この間に当社の業績が改善されれば、普通株式の株

価動向如何によっては希薄化影響の軽減も期待しうる。

以上のことからすれば、本第三者割当増資により生じ得る希薄化は合理的な範囲内にあると考えられる。

⑤ 少数株主にとっての不利益の有無

本第三者割当増資による財務状況の改善を通じて、今後の当社企業価値・株式価値の向上が期待できること、発行価額を含む発行条件が相当であること、合理的な範囲で株式の希薄化回避措置が講じられること、取締役会決議における利益相反回避措置（本委員会の設置及び特別の利害関係を有しない取締役のみによる審議・決議）が講じられること等を総合的に勘案すれば、本第三者割当増資は少数株主にとって不利益ではないと考える。

10. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等への該当性

本第三者割当増資は、支配株主との取引等に該当します。

(2) 支配株主との取引等への該当性

当社が、2020年12月23日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本第三者割当増資における適合状況は、以下の通りです。

すなわち当社は、本第三者割当増資の内容及び公正性を2020年12月24日開催の当社取締役会において審議し、また上記「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載の通り、本委員会から、本第三者割当増資は少数株主に不利益を与えるものではないと判断される旨の意見を取得し、本第三者割当増資が支配株主を利する取引、または当社ひいては少数株主に不利益な取引に該当しないことを確認した上で、取締役会決議をもって発行条件を決定しております。したがって、本第三者割当増資は、上記「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合しております。

なお、2020年12月23日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下の通りです。「当社は、支配株主と重要な取引等を行う際は、取締役会にて取引内容及び条件の妥当性を検討の上、取引実行の是非を決定する等、少数株主の権利を害することのないように、また、一般的な第三者との取引と同様に公正かつ適正な条件に基づいているか等を留意し、当社及び少数株主に不利益とならないよう法令・規則を遵守し、適切に対応しております。」

(3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

2020年12月24日開催の本第三者割当増資に係る当社取締役会においては、割当予定先であるコロナの専務取締役を本年11月4日まで務めておりました蔵人賢樹及び現在取締役を兼務する澄川浩太につきまして、特別の利害関係を有すると判断し、取締役会の議決には参加しておりません。利害関係を有していない取締役のみによって審議された当該取締役会においては、決議に参加した全ての取締役の賛成により本第三者割当増資は承認されております。

また、当該取締役会に出席した監査役はいずれも本第三者割当増資に異議がない旨の意見を表明しております。

以上のことから、本第三者割当増資に係る取締役会の決議は、利害関係を有しない者のみによる決定であり、公正性は担保されていると判断しております。

(4) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載の通り、当社は支配株主と利害関係のない本委員会を設置し、本第三者割当増資が少数株主にとって不利益でないことについて意見を求めました。当該意見の概要につきましては、上記「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」をご参照ください。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の連結業績

決算期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
売上高	26,265百万円	25,729百万円	24,579百万円
営業利益	634百万円	414百万円	△648百万円
経常利益	662百万円	463百万円	△569百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	204百万円	55百万円	△1,147百万円
1株当たり当期純利益	28.39円	7.64円	△158.47円
1株当たり配当金	25.00円	25.00円	25.00円
1株当たり純資産	648.55円	633.17円	452.63円

(2) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

(3) 最近の株価の状況

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
始値	2,045円	2,222円	2,243円
高値	2,477円	2,379円	2,694円
安値	1,979円	2,050円	1,635円
終値	2,221円	2,243円	1,900円

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始値	2,366円	2,185円	2,779円	2,989円	2,759円	2,114円
高値	2,560円	3,115円	3,005円	3,100円	2,762円	2,380円
安値	2,045円	2,032円	2,700円	2,701円	2,041円	1,936円
終値	2,195円	2,772円	2,983円	2,777円	2,114円	2,231円

	2020年12月23日
始値	2,240円
高値	2,288円
安値	2,240円
終値	2,260円

II. 本定款変更について

1. 本定款変更の目的

はじめに、本優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式として本優先株式を追加し、本優先株式に関する規定を新設するものです。

また、今後想定される新規事業への対応を可能とする会社の目的を追記すると共に、本部機能の強化を目的として移転を予定していることから、本店の所在地を変更するものです。

2. 本定款変更の内容

別紙2「定款変更案」の変更を予定しております。

3. 本定款変更の日程（予定）

本定款変更議案に関する本臨時株主総会付議に係る取締役会決議	2020年12月24日
本臨時株主総会	2021年2月18日
本定款変更の効力発生日	2021年2月18日
本優先株式の発行	2021年2月19日

以上

別紙1 株式会社大戸屋ホールディングス第1回優先株式 発行要項

1.	商 号	株式会社大戸屋ホールディングス
2.	新 株 の 種 類	株式会社大戸屋ホールディングス第1回優先株式 (以下、「第1回優先株式」という。)
3.	1 単元の株式の数	第1回優先株式につき1株
4.	発 行 株 式 数	30株
5.	発 行 価 格	1株につき 100,000,000円 (総額3,000,000,000円)
6.	資 本 組 入 額	1株につき 50,000,000円 (総額1,500,000,000円)
7.	発行価額中資本に組み入れない額	1株につき 50,000,000円 (総額1,500,000,000円)
8.	払 込 期 日	2021年2月19日
9.	割 当 の 方 法	第三者割当の方法により株式会社コロナイドに30株全てを割り当てる。
10.	優 先 配 当 金	
	(1) 第1回優先配当金の額	<p>当社は、期末配当金を支払うときは、第1回優先株式を有する株主 (以下、「第1回優先株主」という。) 又は第1回優先株式の登録株式質権者 (以下、「第1回優先登録株式質権者」という。) に対して、普通株式を有する株主 (以下、「普通株主」という。) 又は普通株式の登録株式質権者 (以下、「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、第1回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額 (円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。) の金銭 (以下、「第1回優先配当金」という。) を支払う。</p> <p style="text-align: center;">第1回優先配当金=100,000,000円×3.5%</p>
	(2) 第1回優先中間配当金の額	<p>当社は、中間配当を支払うときは、第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回優先株式1株につき第1回優先配当金の2分の1に相当する額の金銭 (以下、「第1回優先中間配当金」という。) を支払う。</p>
	(3) 第1回優先中間配当金の控除	<p>第1回優先中間配当金が支払われた場合においては、上記(1)の第1回優先配当金の支払は、第1回優先中間配当金を控除した額による。</p>
11.	累 積 条 項	<p>ある事業年度において、第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第1回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額については、第1回優先配当金及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に支払う。</p>
12.	非 参 加 条 項	<p>第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対しては、第1回優先配当金を超えて配当はしない。</p>
13.	残余財産の分配	
	(1) 残余財産の分配	<p>当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対し、第1回優先株式1株につき、100,000,000円に下記(3)に定める第1回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。</p>
	(2) 非参加条項	<p>第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。</p>
	(3) 第1回経過優先配当金相当額	<p>第1回優先株式1株当たりの第1回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第1回優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日 (いずれも、同日を含む。) までの実日数で日割計算した額 (円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。) とする。ただし、分配日の属する事業年度において第1回優先株</p>

		主又は第1回優先登録株式質権者に対して第1回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
14.	議 決 権	第1回優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
15.	買 受 け 等	
	(1) 買 受 け	当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に第1回優先株式のみを買い受けることができる。
	(2) 通 知	第1回優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第3項の請求をなし得ず、第1回優先株主に関する請求権に係る同条第2項の招集通知の記載を要しない。
16.	新 株 引 受 権 等	当社は、第1回優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
17.	株 式 の 併 合 又 は 分 割	当社は、第1回優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
18.	株 式 を 対 価 と す る 取 得 請 求	第1回優先株主は、下記(1)に定める期間(以下、「取得請求期間」という。)中、いつでも、当社に対して、その有する第1回優先株式の全部又は一部を取得することを請求する(以下、「取得請求」という。)ことができるものとし、当社は、第1回優先株主が取得の請求をした第1回優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定めるところに従って算出される数の当社の普通株式を、当該第1回優先株主に対して交付するものとする。
	(1) 取 得 請 求 期 間	2024年3月1日以降とする。
	(2) 取得と引換え に交付すべき 普通株式の数	
	(a)	第1回優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式の数は、次のとおりとする。
		$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{第1回優先株主が取得の請求をした第1回優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$
	(b)	取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。
	(3) 取 得 価 額	取得価額は、取得請求の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
	(4) 取 得 請 求 受 付 場 所	株式会社大戸屋ホールディングス 経営企画部
	(5) 取得請求の 効 力 発 生	取得請求の効力は、当社所定の取得請求書が前記の取得請求受付場所の営業時間内に当該取得請求受付場所に到着したときに発生する。
19.	金 銭 を 対 価 と す る 取 得 請 求	
	(1) 取得請求権	第1回優先株主は、法令上可能な範囲で、第1回優先株式1株につき100,000,000円に第1回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、当社に対して、自己の有する第1回優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。

- (2) 第1回経過優先配当金相当額 上記(1)に定める第1回経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る第1回優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得の効力発生日(いずれも、同日を含む。)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (3) 取得限度額 上記(1)に定める取得請求は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得と引換えに交付される金銭の額を含む。)の合計額を控除した金額(以下、「限度額」という。)を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。
- (4) 取得請求受付場所 株式会社大戸屋ホールディングス
経営企画部
- (5) 取得請求の効力発生 取得請求の効力は、当社所定の取得請求書が前記の取得請求受付場所の営業時間内に当該取得請求受付場所に到着したときに発生する。

別紙2 定款変更案

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 和食・洋食・中華料理店の経営 2. フランチャイズシステムによる飲食店の加盟店募集及び加盟店に対する経営指導 3. 前号の加盟店の品揃えの指導及びこれに伴う必要商品の供給 4. 弁当・惣菜等の調理食品の製造・販売及び宅配業務 5. 店舗用設備及び店舗用什器備品の販売並びにリース 6. 日用品雑貨、衣料品の販売 7. 食料品、調味料、嗜好品、飲料等の製造、加工、販売 8. 給食業務の受託、管理 9. 不動産の売買、賃貸及び管理 10. 金銭の貸付並びに債務の保証 11. 損害保険代理業 12. 店舗設計及び総合室内装飾の企画、デザイン業務 13. 前各号に附随する一切の業務 <p>2 当社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条</p> <p>当社は、本店を東京都武蔵野市に置く。</p> <p>第4条～第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条</p> <p>当社の発行可能株式総数は、2,872万株とする。</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条</p> <p>当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>第9条～第11条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 飲食店の経営 2. フランチャイズシステムによる飲食店の加盟店募集及び加盟店に対する経営指導 3. 前号の加盟店の品揃えの指導及びこれに伴う必要商品の供給 4. 弁当・惣菜等の調理食品の製造・販売及び宅配業務 5. 店舗用設備及び店舗用什器備品の販売並びにリース 6. 日用品雑貨、衣料品の販売 7. 食料品、調味料、嗜好品、飲料等の製造、輸入、加工及び販売 8. 給食業務の受託、管理 9. 不動産の売買、賃貸及び管理 10. 金銭の貸付並びに債務の保証 11. 損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務 12. 店舗設計及び総合室内装飾の企画、デザイン業務 13. 上記の各事業に関するノウハウの提供及び指導 14. 国内外の会社の株式又は持分を取得、所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理 15. 前各号に付随する一切の業務 <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条</p> <p>当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。</p> <p>第4条～第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条</p> <p>当社の発行可能株式総数は、2,872万50株とし、このうち2,872万株は普通株式、50株は第1回優先株式とする。</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条</p> <p>当社の単元株式数は、普通株式については100株、優先株式については1株とする。</p> <p>第9条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 第1回優先株式</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(優先配当金)</u> <u>第12条の1</u> 当社は、期末配当金を支払うときは、第1回優先株式を有する株主（以下「第1回優先株主」という。）または第1回優先株式の登録株式質権者（以下「第1回優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の金銭（以下「第1回優先配当金」という。）を支払う。</p> <p style="text-align: center;">$\text{第1回優先配当金} = 10,000 \text{万円} \times 3.5\%$</p>
(新設)	<p>2 当社は、中間配当を支払うときは、第1回優先株主または第1回優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回優先株式1株につき第1回優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「第1回優先中間配当金」という。）を支払う。</p>
(新設)	<p>3 第1回優先中間配当金が支払われた場合においては、第1項の第1回優先配当金の支払いは、第1回優先中間配当金を控除した額による。</p>
(新設)	<p><u>(累積条項)</u> <u>第12条の2</u> ある事業年度において、第1回優先株主または第1回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第1回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額については、第1回優先配当金および普通株主または普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第1回優先株主または第1回優先登録株式質権者に支払う。</p>
(新設)	<p><u>(非参加条項)</u> <u>第12条の3</u> 第1回優先株主または第1回優先登録株式質権者に対しては、第1回優先配当金を超えて配当はしない。</p>
(新設)	<p><u>(残余財産の分配)</u> <u>第12条の4</u> 当社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回優先株主または第1回優先登録株式質権者に対し、第1回優先株式1株につき、10,000万円に第3項に定める第1回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。</p>
(新設)	<p>2 第1回優先株主または第1回優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p>
(新設)	<p>3 第1回優先株式1株当たりの第1回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第1回優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する）とする。ただし、分配日の属する事業年度において第1回優先株主</p>

現 行 定 款	変 更 案						
(新設)	<p>または第1回優先登録株式質権者に対して第1回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(議決権) 第12条の5 第1回優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>						
(新設)	<p>(買受け等) 第12条の6 当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に第1回優先株式のみを買い受けることができる。</p> <p>2 第1回優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第3項の請求をなし得ず、第1回優先株主に関する請求権に係る同条第2項の招集通知の記載を要しない。</p>						
(新設)	<p>(新株引受権等) 第12条の7 当社は、第1回優先株主に対し、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</p>						
(新設)	<p>(株式の併合または分割) 第12条の8 当社は、第1回優先株式について株式の分割または併合を行わない。</p>						
(新設)	<p>(株式を対価とする取得請求) 第12条の9 第1回優先株主は、令和6年3月1日以降、いつでも、当社に対して、その有する第1回優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、第1回優先株主が取得の請求をした第1回優先株式を取得するのと引換えに、次項に定めるところに従って算出される数の当社の普通株式を、当該第1回優先株主に対して交付するものとする。</p> <p>2 第1回優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式の数は、次のとおりとする。なお、取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。</p>						
(新設)	<p>取得と引換えに交付すべき普通株式の数</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">第1回優先株主が取得の請求をした第1回優先株式の払込金額の総額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">÷</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">取得価額</td> </tr> </table> <p>3 前項に定める取得価額は、第1項に定める取得請求の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p>		第1回優先株主が取得の請求をした第1回優先株式の払込金額の総額		÷		取得価額
	第1回優先株主が取得の請求をした第1回優先株式の払込金額の総額						
	÷						
	取得価額						
(新設)	<p>(金銭を対価とする取得請求) 第12条の10 第1回優先株主は、法令上可能な範囲で、第1回優先株</p>						

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>式1株につき10,000万円に第1回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、当社に対して、自己の有する第1回優先株式の全部または一部の取得を請求することができる。</p> <p>2 前項に定める第1回経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る第1回優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得の効力発生日（いずれも、同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p> <p>3 第1項に定める取得請求は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当または支払うことを決定した金額および取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行または決定された金額（他の種類の株式の取得と引換えに交付される金銭の額を含む。）の合計額を控除した金額（以下「限度額」という。）を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>(新設) 第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第15条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第28条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条～第37条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第41条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第42条～第45条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 株主総会および種類株主総会</p> <p>(招集) 第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>2 種類株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長) 第15条 株主総会（種類株主総会を含む。以下、本章において同じ。）は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第16条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第29条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 監査役および監査役会</p> <p>第30条～第38条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>第39条～第42条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p>第43条～第46条 (条文省略)</p>